部長及び参事官
殿
所　属　長

交指発第169号
令和８年７月21日
30年保存（口訓）
本　部　長

道路交通法第75条第２項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の２第１項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の２第１項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領の一部改正について（通達甲）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第２項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の２第１項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の２第１項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領については、「道路交通法第75条第２項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の２第１項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の２第１項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領について（通達甲）」（令和７年９月24日交指発第207号）に基づき運用しているところであるが、令和８年７月１日に公布された自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和８年法律第52号）の施行に伴い、当該通達甲の一部を別記のとおり改正し、令和８年７月21日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、改正要点は次のとおりである。

（一部改正の要点）

１　「酒酔い運転」及び「酒気帯び運転」の定義を改めたこと。

２　処分量定の基準について、過労運転の場合の累積点数を加えたこと。

３　用語の整理を図ったこと。

別添１

道路交通法第75条第２項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第１　総則

１　目的

この細目基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第２項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の６の規定による自動車の使用制限を行う場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

２　用語の定義

この細目基準において、次に掲げる用語の自動車は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1)　下命・容認に係る使用制限

法第75条第２項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2)　処分対象行為

令第26条の６に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3)　処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア　自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去１年以内に、法第117条の２第２項第１号若しくは第２号、法第117条の２の２第２項若しくは法第118条第２項第３号（法第75条第１項第５号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去１年以内に２回以上、法第118条第２項第３号（法第75条第１項第２号に係る部分に限る。）若しくは第４号、法第119条第２項第４号若しくは法第119条の２の４第２項の違反行為をした者であること。

イ　自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけたこと。

(4)　使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(5)　処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の

運転について、過去１年以内に、下命・容認に係る使用制限又は法第75条の２第１項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは法第75条の２第２項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

3　期間の計算

(1)　下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

(2)　令第26条の６第２号の表の下欄中「過去１年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去１年以内にあるものについて計算するものとする。

また、１年間は、365日とするものとする。

4　聴聞

下命・容認に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、下命・容認に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続を執ることとされている（法第75条第４項から第８項まで）。

5　下命・容認に係る使用制限の対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者が使用する自動車であり、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、下命・容認に係る使用制限は行うことができない。

6　処分が競合する場合等における取扱い

(1)　下命・容認に係る使用制限と指示又は納付命令に係る使用制限が競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2)　処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に

係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

第２　下命・容認に係る使用制限の処分量定の細目基準

１　処分量定の基準

令第26条の６に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

２　処分対象行為等に付する基礎点数

(1)　処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表第１に掲げるとおりとする。

(2)　処分事情に付する点数

ア　処分事情のうち、第１の２(3)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表第１に掲げる点数を付するものとする。

イ　処分事情のうち、第１の２(3)イに掲げる事情については、別表第２に掲げる点数を付するものとする。

(3)　使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、第１の２(3)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、法第75条第１項における刑罰上の評価（包括一罪、併合罪等）にかかわりなく、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに１回として数えるものとする（処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しないことに留意する必要がある。）。

具体的な違反行為の数え方については、次の例を参考とされたい。

ア　使用者等が、同時に数名の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合には、数個の違反行為として数えるものとする。

イ　運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、１回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認した場合には、その容認行為が行われるご

とに１回として数えるものとする。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、１回の違反として数えるものとする。

ウ　運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、数回の違反行為として数えるものとする。

3　処分量定の方法

(1)　点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、２の(1)から(3)までに従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

(2)　処分期間の量定

処分期間の量定は、(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表第３に掲げるとおりとする。

4　処分量定に当たっての留意事項

(1)　政令で定める基準との関係

３の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の６の処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とすること。

(2)　処分の軽減等

ア　第１の２(3)アに掲げる処分事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去１月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて、行うものとする。

イ　処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(ｱ)　自動車１台当たりの処分期間は、令第26条の６の規定による処分期間の上限の２分の１を超えないものとする。

(ｲ)　１事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は１台とする。

ウ　次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の２分の１を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

なお、この軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処

分を軽減すること。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(ｱ)　当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(ｲ)　処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(ｳ)　その他情状酌量すべき事情がある場合

(3)　処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

第３　事務処理要領

下命・容認に係る使用制限に関する事務処理要領は、別添３「法第75条第２項の規定による自動車の使用制限に関する事務処理要領」のとおりとする。

別表第１（第２関係）

処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

区分		点数
酒酔い運転		36点
麻薬等運転		36点
無免許運転		26点
無資格運転		16点
酒気帯び運転		16点
過労運転等		16点
速度超過		６点
放置駐車違反		６点
積載物重量制限超過	10割以上	６点
	５割以上10割未満	４点
	５割未満	２点
積載物大きさ制限超過		２点
積載方法制限超過		２点

（備考）

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

１　「酒酔い運転」とは、法第65条第１項の規定に違反して酒に酔った状態（身体に血液１ミリリットルにつき1.0ミリグラム以上又は呼気１リットルにつき

0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

2　「麻薬等運転」とは、法第66条第１項の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261条）第32条の２に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

3　「無免許運転」とは、法第64条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。

4　「無資格運転」とは、法第85条第５項から第10項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。

5　「酒気帯び運転」とは、法第65条第１項の規定に違反して、身体に血液１ミリリットルにつき1.0ミリグラム未満の範囲内又は呼気１リットルにつき0.5ミリグラム未満の範囲内において令第44条の３に定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

6　「過労運転等」とは、法第66条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（２に規定する行為を除く。）。

7　「速度超過」とは、法第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

8　「放置駐車違反」とは、法第44条第１項、法第45条第１項若しくは第２項、法第47条第２項若しくは第３項、法第48条、法第49条の３第３項、法第49条の４又は法第75条の８第１項の規定に違反する行為のうち、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命若しくは容認行為をいう。

9　「積載物重量制限超過」とは、法第57条第１項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

10　「積載物大きさ制限超過」とは、法第57条第１項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

11　「積載方法制限超過」とは、法第57条第１項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

別表第２（第２関係）

交通事故に付する点数

交通事故の種別	点数
死亡事故	40点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点

（備考）

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

１　「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。

２　「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。

３　「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が二人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。

４　「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第１条又は第２条に定める程度のものをいう。

別表第３（第２関係）

区分 点数	前歴なし	前歴１回	前歴２回	前歴３回 以　上
６～10点		20日	40日	60日
11～15点	10日	30日	50日	70日
16～20点	20日	40日	60日	80日
21～25点	30日	50日	70日	90日
26～30点	40日	60日	80日	100日
31～35点	50日	70日	90日	110日
36～40点	60日	80日	100日	120日
41～45点	70日	90日	110日	130日
46～50点	80日	100日	120日	140日
51～55点	90日	110日	130日	150日
56～60点	100日	120日	140日	160日
61～65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日

別添２

最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第１　総則

１　目的

この運用基準等は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の２第１項、法第58条の４又は法第66条の２第１項の規定による指示の運用基準及び当該指示に基づく法第75条の２の規定による自動車（重被牽引車を含む。以下同じ。）の使用制限をする場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

２　用語の定義

この運用基準等において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1)　指示

法第22条の２第１項、法第58条の４又は法第66条の２第１項の規定による指示をいう。

(2)　指示に係る使用制限

法第75条の２第１項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(3)　使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(4)　点数の付与

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の７第１項の規定により点数を付することをいう。

(5)　累計点数

令第26条の７第１項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

(6)　前歴の回数

令第26条の７第１項の表２の備考に規定する前歴の回数をいう。

３　指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成５年法律第88号）上不利益処分に当たることから、弁明通知書を送付して同法第13条第１項第２号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

4　聴聞

指示に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続を執ることとされている（法第75条の２第３項において準用する法第75条第４項から第８項まで）。

なお、聴聞手続の具体的運用については、法第75条第２項の規定による下命・容認に係る使用制限（以下「下命・容認に係る使用制限」という。）と同様に行うこととすることから、別添３「法第75条第２項の規定による自動車の使用制限に関する事務処理要領」の聴聞に係る規定を準用するものとする。

5　指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた使用者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、指示に係る使用制限は行うことができない。

第２　最高速度違反行為に係る指示の運用基準等

1　指示の運用基準

(1)　最高速度違反行為（法第22条に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次のアからオまでのいずれかの要件に該当し、

○　当該車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

○　当該車両による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。

○　当該車両に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない。

○　当該車両に係る運送に関する契約が最高速度違反行為の防止に十分に留意したものとなっていない。

など、当該使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないときに限り行うものとする。

ア　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去１年以内に２回以上の最高速度違反行為が行われた場合における当該使用者であるとき

イ　車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ　車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合

オ　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2)　(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア　(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ　(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る車両が、過去１年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3)　「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第１項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、最高速度違反行為を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは、運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、本条における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

２　指示の方法及び内容

指示は、別記第１号様式の指示書を交付して行うものとする。なお、指示の内容は、別表第１の具体例を参考として、最高速度違反行為に係る車両の

使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

3　留意事項

(1)　指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

(2)　指示に係る最高速度違反行為は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。

(3)　指示の内容の確定に当たっては、使用者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容や自動車の使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用態様等を確認するとともに、必要に応じて、法第75条の２の２第２項の規定による報告又は資料の提出を別記第２号様式の報告・資料提出要求書により要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配意すること。

第３　過積載運転行為に係る指示の運用基準等

1　指示の運用基準

(1)　過積載運転行為（法第57条第１項に規定する「過積載」をして自動車を運転する行為）に係る指示は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の３第１項又は第２項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のアからオまでのいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について過去１年以内に１回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき

イ　車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ　車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

オ　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2)　(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア　(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ　(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去１年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

2　指示の方法及び内容

指示は、別記第１号様式の指示書を交付して行うものとする。なお、指示の内容は、別表第２の具体例を参考として、過積載運転行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

3　留意事項

(1)　指示に係る過積載運転行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

(2)　使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の２の２第２項の規定による報告又は資料の提出を別記第２号様式の報告・資料提出要求書により要求するなど疑問点の解明に努めること。

第４　過労運転に係る使用者に対する指示の運用基準等

1　指示の運用基準

(1)　過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関して過労運転が行われた場合において、次のアからオまでのいずれかの要件に該当し、

○　当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

○　当該車両による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。

○　当該車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていない。

○　当該車両に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていない。

○　当該車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそ

れのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。

など当該使用者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないときに限り行うものとする。

ア　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去１年以内に１回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき。

イ　車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ　車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合

オ　車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去１年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2)　(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア　(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ　(1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去１年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3)　「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第１項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、過労運転を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは、運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、本条における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

(4)　「過労」とは、精神又は身体が正常な運転ができない程度に疲労していることであり、法第66条第１項に定める「過労」と同様のものである。睡眠時間、仕事の質、量等を考慮して個々具体的に判断すること。

2　指示の方法及び内容

指示は、別記第１号様式の指示書を交付して行うものとする。なお、指示の内容は、別表第３の具体例を参考として、過労運転に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

3　留意事項

(1)　指示に係る過労運転は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

(2)　指示に係る過労運転は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。

(3)　使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の２の２第２項の規定による報告又は資料の提出を別記第２号様式の報告・資料提出要求書により要求するなど疑問点の解明に努めること。

第５　指示に係る使用制限の処分量定の細目基準

1　処分量定の基準

令第26条の７に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表第４に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

2　点数の付与

(1)　点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行われ、当該自動車ごとに累計点数の計算を行うものである。

(2)　点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行うものとする。

(3)　点数の付与は、最高速度違反行為及び過労運転にあっては当該車両の使用者の業務に関して行われた場合、過積載運転行為にあっては当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に限り行うものとする。

3　前歴の回数

(1)　前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのあるすべての自動

車に係る前歴の回数を考慮すべきものとする。

(2)　前歴の回数が「１回」又は「２回以上」である使用者に係る令第26条の７に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が「１回」又は「２回以上」である状態の下において、累計点数が令第26条の７第１項の表２の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合である。

別表第４に定める前歴の回数が「１回」、「２回」又は「３回以上」に該当することとなる場合についても同様である。

(3)　前歴の回数は、過去１年以内における下命・容認に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について最高速度違反行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に入れること。

また、例えば、最高速度違反行為について下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限を受けた使用者が、これに従わずに当該自動車を使用し、当該自動車について過積載運転行為が行われた場合には、当該使用制限を受けたことは、前歴の回数の計算に含まれないこととなる。

４　期間の計算

(1)　指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

(2)　令第26条の７第１項の表２の備考中「過去１年以内」という場合における期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算するものとする。

なお、１年とは、365日とするものとする。

(3)　この基準に従って量定した日数が、令第26条の７第１項の表３に定める期間を超えることとなるときは、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

５　処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の２分の１を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができるものとする。

なお、処分の軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(1)　当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(2)　下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合

(3)　その他情状酌量すべき事情がある場合

6　処分が競合する場合等における取扱い

別添１「道路交通法第75条第２項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」の処分が競合する場合等における取扱いに係る規定のとおりとする。

第６　事務処理要領

指示及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る事務処理要領は、別添４「最高速度違反行為等に係る指示及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る事務処理要領」のとおりとする。

別表第１（第２関係）

最高速度違反行為に係る指示の具体例

1　最高速度違反行為となるような運転が行われることのないよう、目的地までの主な地点間の距離、走行時間、走行速度等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。
2　運転者その他の従業員に対して最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。
3　車両に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取り付けるなどの方法により運転者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。
4　最高速度違反を伴う運行が行われていないかどうかを運行記録計による記録、運転日誌の確認等により把握すべきこと。
5　運転経路の交通状況等を的確に把握し、最高速度違反行為の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。
6　運送に関する契約を結ぶに際しては、使用車両台数及び運転者数を勘案し、最高速度違反行為の防止に留意すべきこと。
7　利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。
8　速度制限装置の取外し等最高速度違反行為を容易にするような改造をした車両を使用しないこと。

別表第２（第３関係）

過積載行為に係る指示の具体例

1　車両の運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。
2　過積載となるような運送契約を引き受けないこと。
3　過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。
4　運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。
5　産業廃棄物輸送用車両等の目的外使用を行わないこと。
6　さし枠等の不正改造をした車両を使用しないこと。
7　荷主又は荷受人に対し、積載物の重量証明となる書面を発行するよう協力要請すること。
8　積載の状況の記録を作成し、保管すること（自動車の使用者が荷送人である場合）。
9　出荷時に重量を確認すること。
10　積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。
11　積荷を購入し、又は売却するときに過積載となるような売買契約を結ばないこと。

別表第３（第４関係）

過労運転に係る指示の具体例

1　過労運転となるような運転が行われることがないよう、休憩場所、休憩時間等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。
2　運転者その他の従業員に対して過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。
3　過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを運行記録計による記録、運転日誌の確認等により把握すべきこと。
4　運行前の点呼を徹底すること等により過労運転となるおそれのある状態で運転者に車両を運転させないこと。
5　運転者を長距離又は夜間の運転に従事させる場合であって疲労により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置し、又は休憩時間を必要に応じ確保するよう運転者に対し指示を行うなどの措置を講ずること。
6　あらかじめ経路途中の休憩時間、休憩場所等を定めるなど、過労運転の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。
7　運送に関する契約を結ぶときは、使用車両台数及び運転者数を勘案し、過労運転の防止に留意すべきこと。
8　利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。

別表第４（第５関係）

処分量定の基準

前歴の回数 ＼ 累積点数 ／ 車種		２点又は３点	４点又は５点	６点から８点まで（過労運転は６点）	９点以上（過労運転は12点以上）
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
１回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
２回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
３回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

注　１　「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽（けん）引車をいう。

２　「普通車」とは、普通自動車をいう。

３　「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。

別記
第１号様式（第２－第４関係）
（表面）

指　　示　　書

第　　号
年　　月　　日

殿

高知県公安委員会　印

道路交通法 { □ 第22条の２第１項 / □ 第58条の４ / □ 第66条の２第１項 } の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指示事項		を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由		

（注意）
指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から１年以内に当該自動車について { □ 最高速度違反行為 / □ 過積載運転行為 / □ 過労運転 } が行われたときは、道路交通法第75条の２第１項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）
裏面のとおり

（裏面）

教　示　事　項

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第２号様式（第２－第４関係）

報告・資料提出要求書

第　　号
年　　月　　日

殿

高知県公安委員会　印

道路交通法第75条の２の２第２項の規定に基づき、下記のとおり報告又は資料の提出を求めます。

記

報告又は提出に係る資料の内容	
報告又は提出を求める理由	
報告又は提出期限	年　　月　　日
報告又は提出先及び担当者	

別添３

法第75条第２項の規定による自動車の使用制限に関する事務処理要領

第１　総則

１　目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第２項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の６の規定に基づき公安委員会が行う自動車の使用制限に関する事務処理手続について標準的な処理要領を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

２　用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)　下命・容認に係る使用制限

法第75条第２項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2)　処分対象行為

令第26条の６に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3)　処分事情

令第26条の６第２号の表の下欄に掲げる事情をいう。

(4)　政令基準

令第26条の６に規定する使用制限に関する基準をいう。

(5)　細目基準

別添１「道路交通法第75条第２項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」をいう。

(6)　署等

署、交機隊、高速隊及び県本部の事件捜査担当課をいう。

(7)　署長等

署等の長をいう。

(8)　取締り警察官等

交通違反の取締り並びに交通事故の現場処理及び事故処理に従事する警察官をいう。

３　処分の迅速処理

使用制限に関する処分は、企業等の活動に伴う道路交通上の危険を排除するとともに、将来における道路交通の危険の防止を図ることを目的として行う

ものであるから、自動車の使用制限に関する処分事由が生じたときは、速やかに処分を行うものとする。

4　他の府県警察との連携及び協力

処分対象行為に係る事案（以下「処分事案」という。）の移送及び使用制限に係る処分（以下「処分」という。）執行依頼等に関する事務は、関係府県警察との緊密な連携と協力のもとに行うものとする。

第２　署等における事務処理要領

1　処分事案の報告

取締り警察官等は、交通違反事件の検挙（告知）又は交通事故事件の捜査処理の過程において処分事案を発見したときは、別記第１号様式の自動車使用制限命令事案報告書（以下「報告書」という。）を作成するとともに、当該処分事案に係る関係書類等を添付して、署長等に報告しなければならない。

2　報告書等の審査

署長等は、１の報告を受けたときは、当該事案が処分対象行為に該当するか否かについて審査するとともに、事実の認定についての誤り又は報告書等の記載内容に不備がないか否かを審査し、所要の整備をするものとする。

3　処分事案の上申

(1)　処分事案の上申は、別記第２号様式の自動車使用制限命令事案上申書（以下「上申書」という。）を作成の上、交通指導課に対して行うものとする。なお、当該処分事案に係る自動車の使用の本拠（以下「事業所」という。）の位置が他の署等又は他の府県警察の管轄区域内のものについては、上申書（その２）の処理結果欄にその旨を記入するものとする。

(2)　処分事案の上申に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な関係書類等を添付して行うものとする。

第３　交通指導課における事務処理要領

1　上申書等の審査等

(1)　交通指導課長は、署等から送付された処分事案に係る上申書等を受理したときは、当該事案が使用制限の対象になるか否かについて審査し、当該事案がその対象となるものであるときは、処分対象行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるか否かについて審査するものとする。

(2)　交通指導課長は、必要に応じて関係署長又は他の府県警察に対し、別記第３号様式の事実調査依頼書により事実調査を依頼することができるものとし、交通指導課長又は他の府県警察から依頼を受けた署長は、別記第４

号様式の事実調査回答書又は適宜の様式により回答するものとする。

(3)　要求する報告又は資料

交通指導課長は、使用者等に対し、法第75条の２の２の規定に基づき、必要な報告又は資料の提出を別記第５号様式の報告・資料提出要求書により求めることができる。

2　処分事案の移送等

１の審査の結果、処分対象行為に該当するもののうち、事業所の位置が他の府県警察の管轄区域内にあるものについては、別記第６号様式の自動車使用制限事案移送通知書を作成し、関係書類等を添付して当該府県警察に移送するものとする。

3　事業所カードの作成及び保管

署長等から送付された処分事案（他の府県警察に移送したものを除く。）及び他の府県警察から移送を受けた処分事案については、別記第７号様式の事業所カード（以下「事業所カード」という。）を作成し、交通指導課で保管整理するものとする。この場合において、事業所カードが既に作成保管されている場合には、新たに上申のあった処分事案に係る事項を既存のカードに記入し、適切に整理及び保管すること。

なお当該事業所カードは常用保存とする。

4　処分量定

(1)　政令基準該当有無の審査

事業所カードに記入されている処分対象行為及び処分事情の内容に基づき、政令基準に該当するか否かについて審査するものとする。

(2)　細目基準による量定

(1)の審査の結果、政令基準に該当するものについては、細目基準に定めるところにより点数計算の上、処分期間の量定を行うものとする。

5　地方運輸局からの意見聴取

処分量定を行った事業所の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者（旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を経営する者をいう。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者であるときは、別記第８号様式の自動車の使用制限命令に関する意見照会書により、監督行政庁である地方運輸局の意見を聴くこと。

6　聴聞手続

(1)　総説

聴聞は、法第75条第５項から第８項まで、行政手続法（平成５年法律第

88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）の定めるところによるほか、(2)及び(3)によること。

(2)　聴聞の主宰者

聴聞の主宰者には、原則として交通指導課指導取締担当課長補佐を指名すること。

(3)　聴聞の通知、公示等

ア　使用制限命令を受ける対象となる自動車の使用者（以下「当事者」という。）に聴聞規則別記様式第６号の聴聞通知書（以下「聴聞通知書」という。）を送付又は交付したときは、別記第９号様式の受領書を徴すること。

イ　聴聞の期日及び場所の公示については、インターネットの利用その他の方法により行うものとし、原則として、県警察のホームページに別記第10号様式の公示書を掲載して、聴聞の期日及び場所のみを公示すること。この場合においては、当事者の住所及び氏名を公示しないこととなるため、当事者の聴聞について、いずれの公示をもって当該聴聞の公示を行ったかが明らかとなるよう、適切な管理を行うこと。

7　処分決定及び聴聞後に使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合の取扱い

聴聞後、公安委員会が処分を決定するものであるが、処分決定前に事業所の位置が他の都道府県に移転された場合は、当該府県警察に事案を送付すること。その際には、報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類を送付すること。

なお、公安委員会が他の公安委員会から事案の送付を受けた場合は、処分決定に先立ち、改めて聴聞を行わなければならないことに留意すること。

8　処分執行

(1)　処分執行者

処分執行は、交通指導課長及び事業所の位置を管轄する署長が協議して行うこととする。

(2)　処分執行要領

ア　使用制限書の作成

交通指導課長は、公安委員会が処分決定をした事案につき、別記第11号様式の自動車の使用制限書（以下「使用制限書」という。）を作成すること。ただし、使用制限書は命令をしたときに交付するものとされており、使用制限命令自体は非要式行為であるから、同書の受領を拒否さ

れたとしても、口頭により命令の内容を伝達すれば、命令の効力に影響はないことに留意すること。

イ　使用制限書及び標章の送付

(1)の協議により、当該事業所の位置を管轄する署長が処分執行を行うこととなった場合は、当該署長に対して、使用制限書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第９条の15で定める様式の標章（以下「運転禁止標章」という。）を送付するものとする。

ウ　処分の執行

交通指導課長又は使用制限書及び標章の送付を受けた署長は、速やかに当該処分に係る自動車の使用者（以下「被処分者」という。）に対して、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運転禁止標章をはり付けるものとする。

エ　処分執行結果の報告

処分執行を行った交通指導課長又は署長は、別記第12号様式の自動車使用制限処分執行報告書（以下「処分執行報告書」という。）に処分の執行年月日時、場所、使用制限書の交付者の氏名等を記入することとし、署長が処分執行を行った場合は、当該報告書を交通指導課長に送付するものとする。

なお、使用制限書及び標章の送付を受けた署長は、処分の執行依頼を受けた日から７日を経過しても使用者等の所在が不明等の理由により、その執行ができない場合は、交通指導課長に連絡し、対応を協議するものとする。

また、他の府県警察から処分執行の依頼を受けた場合は、(1)により速やかに処分執行するとともに、その結果を依頼元の府県警察に連絡すること。

オ　他の府県警察に対する処分執行依頼

処分決定後、処分執行を行うまでの間に、事業所の位置が他の府県警察の管轄区域内に変更された場合は、変更先の府県警察に対し、別記第13号様式の自動車使用制限処分執行依頼書に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して処分の執行を依頼するものとする。

カ　事業所カードの記入

交通指導課長は、署長から送付された処分執行報告書を受理したときは、事業所カードに処分結果に関する事項を記入するものとする。

キ　関係記録の保存

処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、３年間保存すること。

処分決定をしたが、被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。

(3)　処分執行の留意事項

ア　被処分者又はこれに代わるべき者の立会い

処分執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人等の立会いを得て、これを行うことを原則とする。なお、被処分者が法人の場合は必ずしも法人の代表者を立ち会わせることを要しないが、処分車両の属する営業所の長等処分車両の運行について責任を有する者を立ち会わせること。

イ　被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

被処分者等が、処分執行への立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否する等の場合は、極力、被処分者等を説得して、処分執行を行うこととするが、被処分者等があくまでも処分執行手続に応じない場合においては、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函する等、社会通念上被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、対象車両に運転禁止標章をはり付けることによって、処分執行を行うものとする。

この場合は、特に、次の事項に留意すること。

(ｱ)　対象自動車が被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法迷惑にならない場所に所在している時に、処分執行を行うこと。

(ｲ)　被処分者等に対し、自動車に運転禁止標章をはり付けること及び使用制限期間中に当該自動車を運行し、又は運転禁止標章を取り除くとそれぞれ罰則により処罰の対象になることを口頭で告げること。

(ｳ)　処分執行の状況については、確実に記録しておくこと。

9　運転禁止標章の除去

(1)　運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置等を管轄する署長が行うこととする。ただし、除去に関する事務については、交通指導課長においても行うことができるものとする。

(2)　署長又は交通指導課長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合においては、提出された規則別記様式第５の４の標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有するものであり、かつ、当該自動車を被処分者に使用させることがないことを確認し

た場合に、当該標章を除去するものとする。

10　処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

(1)　処分執行時の措置

処分執行の際には、運転禁止標章のはり付け状況及び対象自動車の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章のはり付け状況及び走行距離数に変化がないか否かの確認ができるようにすること。

(2)　命令違反事件の積極的な検挙

対象自動車が処分期間中に運転されているのが現認された場合、処分執行時と走行距離数に変化が見られる場合等命令違反（罰則：法第119条第２項第５号又は第123条の規定により３月以下の拘禁刑又は５万円以下の罰金）が疑われる場合は、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である自動車の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が、当該使用者の業務に関して対象自動車を運転し又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

(3)　処分期間終了時の運転禁止標章の取除きについて

処分執行時に対象自動車にはり付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に、処分を執行した署長又は交通指導課長が、担当職員をして取り除かせることを原則とする。ただし、被処分者が十分に反省しており、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合においては、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えない。

処分期間終了前に運転禁止標章が破損等され、また、取り除かれた場合は、法第75条第11項違反（罰則：法第121条第１項第10号の規定により２万円以下の罰金又は科料）として積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

11　処分事案の処分結果の記録

処分事案に係る処分の量定及び決定、聴聞手続、処分の執行、その他処分手続等の処理結果については、上申書（その２）の処理結果欄に記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

別記

第１号様式（第２関係）

自動車使用制限命令事案報告書

第　　号
年　　月　　日

長　殿

所属
官職
氏名　　印

道路交通法第75条第２項の規定に基づく処分事案を発見したので報告する。

端緒	
事案の日時	
事案の場所	
事案の内容	
事業所の名称及び所在地	
使用者の氏名等	
自動車の登録（車両）番号	
添付書類	
備考	

第２号様式（第２関係）

（その１）

自動車使用制限命令事案上申書

第　　号
年　　月　　日

公安委員会　殿

長

下記の者は、

{□ 道路交通法
□ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法}

{□ 第75条第２項
□ 第75条の２第１項}の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

記

使用事業所の名称及び所在地	
使用者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	
自動車の登録（車両）番号	
下命・容認行為者の住所、職（地位）、氏名	
違反運転者の住所、氏名	
事案の内容	下命・容認行為（　　） 運転者の違反行為　□有　　□無
添付書類	
備考	

（その２）

処　理　結　果

処理区分	☐自県事案　☐自署　☐他署			
	☐他県事案 第　　号 移送年月日 移送先			
処理基準	区分	年　月	内　容	点数
	処分対象行為			
	交通事故			
	過去一年以内の処分事情　処分前歴			
	過去一年以内の処分事情　処分前歴			
	過去一年以内の処分事情　処分前歴			
	過去一年以内の処分事情　下命・容認歴			
	過去一年以内の処分事情　下命・容認歴			
	過去一年以内の処分事情　下命・容認歴			
	合　計　点　数			

処分量定	日間					
運輸支局の意見	照会書発出	年　月　日				
	照会先					
	意見					
聴聞の主宰者	所属		階級等		氏名	
聴聞通知年月日	年　月　日					
聴聞公示年月日	年　月　日					
代理人・参加人・補佐人の出頭等						
聴聞期日・場所変更						
文書閲覧請求						
聴聞期日	年　月　日					
聴聞出席者						
陳述書及び証拠書類等の提出・還付						
聴聞続行・再開						
聴聞調書等閲覧請求						
処分決定年月日	年　月　日					
決定日数	日間					
処分執行年月日	年　月　日					
運転禁止期間	年　月　日から　年　月　日まで					
処分執行者	所属		階級等		氏名	
使用制限命令違反等						
処分執行依頼	依頼日	年　月　日				
	依頼先					
標章除去申請						
備考						

第３号様式（第３関係）

事実調査依頼書

第　　号
年　　月　　日

長　殿

長

{ □ 道路交通法
□ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法 }

{ □ 第75条第２項
□ 第75条の２第１項に規定する { □ 最高速度違反行為 / □ 過積載運転行為 / □ 過労運転行為 } } に

係る処分対象事案と認められるので、下記の事実について調査を依頼する。

記

番号	事件番号	違反運転者	違反車両登録(車両)番号	検挙所属及び担当者

調査事項	□ 上記の各違反車両に係る使用事実の有無及び違反者と使用者との関係 □ 使用者（事業所）の住所（所在地）、氏名（名称）及び電話番号 □ 法人の場合は、代表者の役職、氏名、年齢及び電話番号 □ 運行管理者又は安全運転管理者等の選任の有無及びその氏名 □ 違反車両の使用の本拠の位置及び本拠の位置等ごとに保有する車種別の車両台数 □ その他（　　）
添付書類	

第４号様式（第３関係）

事実調査回答書

第　　号
年　　月　　日

長　殿

長

年　月　日付け　　第　　号に関する
{□ 道路交通法
□ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法}

{□ 第75条第２項
□ 第75条の２第１項に規定する {□ 最高速度違反行為 □ 過積載運転行為 □ 過労運転行為}} に

係る事実調査について、下記のとおり回答する。

記

調査事項	調査結果
調査対象違反行為	事実調査依頼書番号第　　号 （事件番号　　）
違反車両の使用事実の有無	
運転者と使用者との関係	
使用者（事業所）の住所（所在他）、氏名（名称）及び電話番号	
代表者の氏名、年齢、役職、職務内容等	氏名　　（　　歳） 役職
運行管理者又は安全運転管理者の選任の有無及びその氏名、年齢等	選任 □有（□運行管理者　□安全運転管理者） □無 氏名　　（　　歳）
車両の使用の本拠	
車両別の車両保有台数	
関係（添付）書類	
調査者	署（隊）　　警電

第５号様式（第３関係）

報告・資料提出要求書

第　　号
年　　月　　日

殿

高知県公安委員会　印

道路交通法 { □ 第75条の２の２第１項 / □ 第75条の２の２第２項 } の規定に基づき、下記のとおり報告又は資料の提出を求めます。

記

報告又は提出に係る資料の内容	
報告又は提出を求める理由	
報告又は提出期限	年　　月　　日
報告又は提出先及び担当者	

第６号様式（第３関係）

自動車使用制限事案移送通知書

第　　号
年　　月　　日

公安委員会　殿

高知県公安委員会　印

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に自動車の使用の本拠を有する者であるが、当公安委員会において自動車の使用制限の対象になると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を添えて通知する。

事業所の名称及び所在地	
使用者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	
処分対象行為の年月日	
処分対象行為の種別	
添付書類	
備考	

第７号様式（第３関係）

（表面）

整理番号

事業所カード	
事業所名	
所在地	
代表者名	
運転者数	
自動車台数	
備考 （処分歴等）	

（裏面）

処分対象行為の年月日				
処分対象行為の種別				
使用自動車の登録（車両）番号				
運転者の住所・氏名				
自動車の使用者名				
下命・容認行為者の住所・氏名				
処分	年月日			
	期間			
	点数			
処分区分	移送受理年月日及び移送都道府県			
	移送年月日及び移送先			
	執行依頼年月日及び依頼先			
送付署・課・隊名及び受理年月日				
備考				

第８号様式（第３関係）

自動車の使用制限命令に関する意見照会書

第　　号
年　　月　　日

殿

高知県公安委員会　印

次のとおり、
{ □　道路交通法
□　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法 }
{ □　第75条第２項
□　第75条の２第１項 } の規定に基づき、自動車の使用制限命令を行う予定であるので、意見があれば、　　年　月　日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

１　対象者
事業所名

所在地

代表者氏名

２　処分理由等
別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号	

別紙

処分の理由		
処分の年月日（予定）	年　　月　　日	
処分の期間（予定）	日間	
処分に係る自動車	登録（車両）番号	
	使用の種別	
その他参考事項		

第９号様式（第３関係）

受　　領　　書

年　　月　　日付　　第　　号

による自動車の使用制限命令に関する「聴聞通知書」１通を確かに受領いたしました。

年　　月　　日

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

聴聞出席の有無　　出席　・　欠席

高知県公安委員会　殿

第10号様式（第３関係）

第　　号

{ □ 道路交通法
□ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法 }

{ □ 第75条第２項
□ 第75条の２第１項 } の規定による自動車の使用制限命令について、同法第75条第４項（第75条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年　　月　　日

高知県公安委員会　印

１　聴聞の期日

年　　月　　日　　時　　分開始

２　聴聞の場所

第11号様式（第３関係）

（表面）

交付年月日	・　・
交付番号	

自動車の使用制限書

高知県公安委員会　印

命令の年月日	年　月　日
使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所	
使用の本拠の位置	
自動車の登録（車両）番号	
運転禁止の期間	年　月　日から 年　月　日まで　日間
運転禁止の理由	

（裏面）

教　示　事　項

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第12号様式（第３関係）

自動車使用制限処分執行報告書

第　　号
年　　月　　日

公安委員会　殿

長

自動車の使用制限書の交付日時	年　　月　　日　　時　　分
自動車の使用制限書の交付場所	
被交付者の住所、氏名	
標章を貼付した自動車の登録（車両）番号	
処分執行した警察職員の官職氏名	
備　　考 （処分執行の際における特異動向等について記入する。）	

第13号様式（第３関係）

自動車使用制限処分執行依頼書

第　　号
年　　月　　日

公安委員会　殿

高知県公安委員会　印

下記の者に対する自動車の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号		第　　号
被処分者	自動車の使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所	
	自動車の登録（車両）番号	
執行依頼の理由		
添付資料		□　使用制限書　　通 □　標　　章　　通 □　その他（　　）

別添４

最高速度違反行為等に係る指示及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る事務処理要領

第１　総則

１　目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の２第１項、法第58条の４又は法第66条の２第１項の規定による指示並びに当該指示に基づく法第75条の２第１項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の７の規定による自動車（重被牽引車を含む。以下同じ。）の使用制限に関する事務処理手続について標準的な処理要領を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

２　用語の意義

この運用基準等において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1)　指示

法第22条の２第１項、法第58条の４又は法第66条の２第１項の規定による指示をいう。

(2)　指示に係る使用制限

法第75条の２第１項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(3)　使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

第２　最高速度違反行為等取扱時における処理

１　最高速度違反車両取扱時の処理

(1)　警察官は、車両の運転者（当該車両の使用者であるものを除く。）が、一般道路では超過速度が30キロメートル毎時以上、高速自動車国道等では超過速度が40キロメートル毎時以上の最高速度違反行為（法第22条に規定する最高速度を超えて車両を運転する行為をいう。以下同じ。）を、当該車両の使用者の業務に関してした事案を取り扱った場合は、当該車両の使用者、使用の本拠の位置、業務性等を正確に聴取し、別記第１号様式の最高速度違反登録票（以下「最高速度違反登録票」という。）に記載するものとする。

(2)　取扱所属の所属長は、最高速度違反登録票等の内容を確認の上、関係書類を添付して交通指導課長に送付するものとする。

(3)　交通指導課長は、最高速度違反管理業務用プログラムに必要事項を入力するものとする。

(4)　交通指導課長は、最高速度違反管理業務用プログラムにより、当該事案が指示又は使用制限の対象事案であるか否かを確認するものとする。

2　過積載運転行為取扱時の処理

(1)　警察官は、過積載運転行為（法第57条第１項に規定する「過積載」をして自動車を運転する行為をいう。以下同じ。）を取り扱った場合は、通行指示書等（１枚目は運転者への交付用の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第４の２の通行指示書、２枚目は取扱所属保管用の別記第２号様式の通行指示・応急措置報告書（甲）、３枚目は交通指導課保管用の別記第３号様式の通行指示・応急措置報告書（乙）で構成される３枚綴りの様式をいう。以下同じ。）及び別記第４号様式の過積載運転行為登録票を作成するものとする。

(2)　取扱所属の所属長は、通行指示書等の内容を確認の上、関係書類を添付して交通指導課長に送付するものとする。

(3)　交通指導課長は、過積載管理業務用プログラムに必要事項を入力するものとする。

(4)　交通指導課長は、過積載管理業務用プログラムにより、当該事案が指示又は使用制限の対象事案であるか否かを確認するものとする。

3　過労運転取扱時の処理

(1)　警察官が過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。以下同じ。）を取り扱った場合は、取扱所属の所属長は内容を確認の上、関係書類を交通指導課長に送付するものとする。

(2)　交通指導課長は、当該事案が指示又は使用制限の対象事案であるか否かを確認するものとする。

(3)　交通指導課長は、別記第５号様式の過労運転通知書により、事案の発生地を管轄する労働局長に通知するものとする。

第３　指示に係る手続

1　指示及び指示に係る使用制限カードの作成及び保管

交通指導課長は、審査の結果、指示に該当する最高速度違反行為、過積載運転行為及び過労運転を認めた場合には、別記第６号様式の指示及び指示に係る使用制限カードを作成して管理するものとする。

2　指示の運用基準及び処分量定

指示の運用基準及び処分量定については、別添２「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」（以下「別添２の細目基準」という。）のとおりとする。

3　指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成５年法律第88号）上不利益処分に当たることから、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）別記様式第16号の弁明通知書を送付して同法第13条第１項第２号の規定による弁明の機会の付与の手続を執るものとする。

4　行政庁に対する協議

交通指導課長は、指示に係る車両の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者（旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を経営する者をいう。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者である場合において、最高速度違反行為又は過労運転行為に係る指示をしようとするときは、別記第７号様式の指示に関する協議書により当該事業を監督する行政庁と協議するものとする。

5　指示処分の執行等

交通指導課長は、指示処分に該当すると認めたときは、別添２の細目基準の別記第１号様式の指示書（以下「指示書」という。）を当該指示処分に係る使用の本拠の位置等を管轄する署長に送付し、処分の執行を依頼するものとする。

なお、交通指導課長から指示処分の執行依頼を受けた署長は、使用者等に対し指示書を速やかに執行（交付）し、その執行（交付）状況を交通指導課長に連絡するものとする。

第４　指示に係る使用制限の手続

交通指導課長は、指示に係る使用制限の対象となる事案を認めた場合は、別添３「法第75条第２項の規定による自動車の使用制限に関する事務処理要領」を準用して、指示に係る使用制限を行うものとする。この場合において用いる処分量定の細目基準は、別添２の細目基準とする。

別記
第１号様式（第２関係）

最高速度違反登録票

事件番号	8	3									

運転者

氏名	
住所	
免許証・免許情報記録	□□□□□□□□□□□□ － □□□□□ 号

車両種別

	乗用							貨物							二輪					特殊		
自家用	01	06	07	08	03	04	05	12	17	18	13	14	15	16	26	27	22	23	24	31	32
営業用	51	56	57	58	53	54	－	62	67	68	63	64	65	66	76	77	72	－	－	－	－
	大型バス	マイクロ	中型バス	準中型乗用	普通乗用	軽四乗用	ミニカー	大型貨物	中型貨物	準中型貨物	普通貨物	三輪貨物	軽四貨物	軽三貨物	大型自二	普通自二	軽二輪	二種原付	一種原付	大型特殊	小型特殊

□□

□ 交通事件原票（写）記載のとおり（左欄省略）

登録車両番号	
違反日時	□□□□ 年 □□ 月 □□ 日 □□ 時 □□ 分
違反場所	
違反の状況	□□□ km/h超過 □□□ km/hのところ km/h
道路名	路線コード □□□□□□□□
検挙日時	□□□□ 年 □□ 月 □□ 日 □□ 時 □□ 分
運転者との異同	1 運転者≠使用者　2 運転者＝使用者　9 不明　□

使用者

氏名	
住所	
使用の本拠の位置	
連絡先電話	□□□□□□□□□□□□□□□□

業務性

業務内容	1 貨物運送　2 配達　3 営業　4 集金　5 回送 6 人員輸送　9 その他（　　）　□
業務と認めた理由	□ 運転者の言動　□ 営業ナンバー　□ 事業所名表記車両 □ 荷物積載　□ 客同乗　□ その他（　　）
□ 業務性の有無不明	

下命・容認等

下命・容認誘発行為等	1 下命　2 容認　3 ＮＲ装置取り外し　4 高速不使用誘発 5 反則金肩代わり　6 タコグラフ外し　7 その他 8 無　9 不明　□
下命・容認等の容疑（上記認定理由）	1 運転者の言動 2 その他（□ 同乗者の言動　□ 現認　□ その他（　　））　□ 8 無　9 不明

運転者の言動	
供述調書作成	1 運転者　2 同乗者　3 運転者同乗者双方　9 無　□
備考	
特別調査項目	1．□□□□　2．□□□□　3．□□□□　4．□□□□
作成者	所属　　警電 階級　　氏名　　㊞

第２号様式（第２関係）

通行指示・応急措置報告書（甲）　No.

荷主等	荷送人	氏名又は名称	事業種別　　業
		住所又は所在地	電話
	荷受人	氏名又は名称	事業種別　　業
		住所又は所在地	電話
運転者		住所	
		氏名	年　月　日生
指示事項		車両の通行の区間及び経路	
		道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置	□積載の状態に応じた安全な速度で走行すること。 □積載物の転落防止措置及び走行中の安全確認を確実に行うこと。 □車間距離を十分に保ち、追越しをしないこと。 □登坂車線が設けられている場合には、登坂車線を走行すること。 □ □
		備考	
番号標に表示されている番号			
車両の種類			□ダンプカー　□トラック（普通型荷台）　□トレーラー車　□コンテナ車 □コンクリート・ミキサー車　□冷凍車　□保冷車　□特殊車両 □ダンプカー（産業廃棄物処理車）　□その他
積載物			□砂利　□砂　□砕石　□玉石　□残土　□木材　□鋼材　□生コン □セメント　□コンクリート製品　□機械類　□紙ロール　□水産物 □米・飼料　□その他の農産物　□産業廃棄物　□その他
使用者		氏名	
		住所	電話
		使用の本拠の位置	電話
交付日時			年　月　日　時　分
交付場所			
交付者		所属 階級 氏名	高知県　　署 課 隊 ㊞
不正改造			□さし枠（□有　□無）　□深あおり荷台に乗せ換え（□有　□無） □その他（□有　□無）
特殊車両の許可等			□有　□無　□許可違反（□期間　□経路　□積載物　□その他　□無）
過積載の行われた道路			
使用者等の下命・容認の容疑			□有（□運転者の言動　□出荷伝票　□その他） □無　□不明
荷主等特定の方法			□運転者の言動　□出荷伝票　□その他
荷主等の要求等行為の容疑			□有（□荷送人　□荷受人　□その他）　□無 （□運転者の言動　□出荷伝票　□その他） （要求行為者　住所 氏名　　役職　　年齢）
供述調書等の作成			□有（□運転者　□同乗者）　□無

上記のとおり、車両に係る積載が過積載とならないようにするため、速やかに必要な措置をとることを指示したから報告する。

長　殿

年　月　日

第３号様式（第２関係）

通行指示・応急措置報告書（乙）　No.

荷主等	荷送人	氏名又は名称		事業種別　業
		住所又は所在地	電話	
	荷受人	氏名又は名称		事業種別　業
		住所又は所在地	電話	
運転者		住所		
		氏名	年　月　日生	
指示事項		車両の通行の区間及び経路		
		道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置	☐積載の状態に応じた安全な速度で走行すること。 ☐積載物の転落防止措置及び走行中の安全確認を確実に行うこと。 ☐車間距離を十分に保ち、追越しをしないこと。 ☐登坂車線が設けられている場合には、登坂車線を走行すること。 ☐ ☐	
		備考		
番号標に表示されている番号				
車両の種類			☐ダンプカー　☐トラック（普通型荷台）　☐トレーラー車　☐コンテナ車 ☐コンクリート・ミキサー車　☐冷凍車　☐保冷車　☐特殊車両 ☐ダンプカー（産業廃棄物処理車）　☐その他	
積載物			☐砂利　☐砂　☐砕石　☐玉石　☐残土　☐木材　☐鋼材　☐生コン ☐セメント　☐コンクリート製品　☐機械類　☐紙ロール　☐水産物 ☐米・飼料　☐その他の農産物　☐産業廃棄物　☐その他	
使用者	氏名			
	住所		電話	
	使用の本拠の位置		電話	
交付日時			年　月　日　時　分	
交付場所				
交付者	所属 階級 氏名		高知県　署課隊 ㊞	
不正改造			☐さし枠（☐有　☐無）　☐深あおり荷台に乗せ換え（☐有　☐無） ☐その他（☐有　☐無）	
特殊車両の許可等			☐有　☐無　☐許可違反（☐期間　☐経路　☐積載物　☐その他　☐無）	
過積載の行われた道路				
使用者等の下命・容認の容疑			☐有（☐運転者の言動　☐出荷伝票　☐その他） ☐無　☐不明	
荷主等特定の方法			☐運転者の言動　☐出荷伝票　☐その他	
荷主等の要求等行為の容疑			☐有（☐荷送人　☐荷受人　☐その他）　☐無 （☐運転者の言動　☐出荷伝票　☐その他） （要求行為者　住所　氏名　役職　年齢）	
供述調書等の作成			☐有（☐運転者　☐同乗者）　☐無	

上記のとおり、車両に係る積載が過積載とならないようにするため、速やかに必要な措置をとることを指示したから報告する。

長　殿

年　月　日

第４号様式（第２関係）
（表面）

過積載運転行為登録票

事件番号	8	3									

| | | | | | | | | |

（裏面）

コード表

車体の形状

種別	コード	種別	コード
ダンプカー	01	冷凍車	06
トラック（普通型荷台）	02	保冷車	07
トレーラー車	03	ダンプカー（産廃車）	08
コンクリートミキサー車	04	特殊車両	09
コンテナ車	05	その他	10

違反種別

種別	コード
過積載５割未満	1
過積載５割以上	2
過積載10割以上（大型車等、中型車等及び準中型車を除く。）（注１）	3
過積載10割以上（大型車等、中型車等及び準中型車に限る。）	4
重被牽引車を牽引している車両（違反なし）（注２）	8

注　1　大型車等：大型バス、大型貨物、大型特殊
　　中型車等：中型バス、中型貨物
　　準中型車：準中型貨物
　2　重被牽引車を牽引している車両
　　重被牽引車だけが過積載で、牽引車両については過積載ではないが、牽引車両が指示・使用制限の対象となるために登録する場合

積載物

種別	コード	種別	コード
砂利	01	コンクリート製品	23
砂	02	機械類	31
砕石	03	紙ロール	42
玉石	04	水産物	51
残土	05	米・飼料	52
木材	11	その他の農産物	53
鋼材	12	産業廃棄物	61
セメント	21	その他	98
生コン	22		

警察官の措置

種別	コード
通行指示書を発行した場合	1
現場指示を行った場合	2
その他の場合	8
指示等をしなかった場合	9

特殊車両の許可等

許可の有無	種別		コード
有	違反あり	期間	1
		経路	2
		積載物	3
		その他	4
	違反なし		6
無			9

使用者の下命・容認

有無	種別	コード
有	運転者の言動	1
	出荷伝票	2
	その他	3
無		8
不明		9

荷主等の特定の方法

種別	コード
運転者の言動	1
出荷伝票	2
その他	3
不明（特定できず）	9

不正改造

種別	コード
さし枠	1
深あおり荷台に載せ換え	2
その他	3
なし	9

荷送人の事業種別、荷受人の事業種別

職業	コード	職業	コード
学生	16	運輸業その他	29
公務員	17	通信業	30
公団・公庫等	18	電気・ガス・熱供給・水道業	31
農・林業	19	廃棄物処理業	32
漁業	20	警備業	33
鉱業	21	その他サービス業	34
建設業	22	主婦	35
製造業	23	無職	36
卸・小売業	24	外国人（外交官）	41
飲食店業	25	外国人（その他）	42
金融・保険業	26	その他	98
不動産業	27	不明	99
道路運送業	28		

注　上記の区分に分けられない場合は、コード「98」を記載すること。また、荷送人及び荷受人が不明の場合は、コード「99」を記載すること。

荷主等の要求等行為の容疑

（第１コード）

種別	第1コード
荷送人	1
荷受人	2
その他	3
要求行為なし	9

（第２コード）

種別	第2コード
運転者の言動	1
出荷伝票	2
その他	3
要求行為なし	9

注　荷送人、荷受人が双方とも容疑がある場合は、重い方を記載する。

第５号様式（第２関係）

過労運転通知書

第　　号
年　　月　　日

高知労働局長　殿

高知県警察本部長　印

自動車の運転を主たる業務として雇用された自動車運転者による過労運転事案について、下記のとおり通知する。

記

運転者	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日生（　　歳）
	住　　所	
事業者	氏名（名称）	
	所在地	
事案の概要		
備　　考		

第６号様式（第３関係）

（表面）

整理番号		所属	

指示及び指示に係る使用制限カード							
事業所名							
所在地							
代表者名							
運転者数							
自動車台数	乗用	大型等　台	普通　台	軽　台	貨物	大型等　台	普通　台	軽　台	その他	
備考 （処分歴 違反歴 その他）										

（裏面）

<table>
<tr><td colspan="2">使用自動車の登録（車両）番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">指示年月日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">指示後の違反歴</td><td>違反年月日
運転者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>違反年月日
運転者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>違反年月日
運転者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分</td><td>年月日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>期間</td><td>自
至　　（　　日間）</td><td>自
至　　（　　日間）</td></tr>
<tr><td>点数</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">処理区分</td><td rowspan="2">移送受理年月日及び移送都道府県</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">移送年月日及び移送先</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">執行依頼年月日及び依頼先</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">送付所属</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">受理年月日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td><td></td></tr>
</table>

第７号様式（第３関係）

指　示　に　関　す　る　協　議　書

第　　号
年　　月　　日

殿

高知県公安委員会　印

{ □　道路交通法
□　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法 }

{ □　第22条の２第１項
□　第66条の２第１項 } の規定に基づき、下記のとおり指示処分を行う予定であるので、同条第２項の規定に基づき協議します。

記

対象者	事業所名	
	所在地	
	代表者氏名	

処分理由等	別紙のとおり

取扱者氏名及び電話番号	

別紙

指示の理由		
指示事項（予定）		
指示の年月日（予定）		年　月　日
指示に係る自動車	登録(車両)番号	
	使用の種別	
その他参考事項		